

令和4年2月28日

公 告 第3-3号

東宝健康保険組合
理事長 加藤 陽則



令和4年度任意継続被保険者の標準報酬について

標記の件、下記の通り公告します。

記

1. 令和4年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、「本人の資格喪失時の標準報酬月額」か「当健康保険組合の平均標準報酬月額（第25級 360,000円 注1.）のいずれか低い額となります。（健康保険法第47条【任意継続被保険者の標準報酬月額】の規定による）

注1. 令和3年9月30日現在の当健康保険組合の被保険者全員の標準報酬月額の平均額 354,821円に基づいて算定。

2. 健康保険料の月額を上記により決定した標準報酬月額に85/1000を乗じた額となります。なお、40才以上65才未満の方については、別途、「介護保険料」として同じ標準報酬月額に20/1000を乗じた額を徴収いたします。

以 上